

令和7年度事業計画書

世界ではロシアによるウクライナ侵攻の継続やイスラエル・パレスチナ問題、アメリカの大幅な関税引き上げ等、昨今の世界情勢はますます混迷を深めるなか、インドをはじめとする新興国の経済成長により、国際社会に歴史的なパワーバランスの変化が起きつつある。その一方で、気候変動、感染症の拡大といった地球規模的で対処すべき難問が山積し、とりわけわが国においては円安の影響もあり、エネルギーや食料品価格の高騰により国民生活は厳しさを増している。

鶏卵業界においては

- (1) 繰り返し発生する高病原性鳥インフルエンザとそれがもたらす被害
- (2) 高止りする飼料価格や人件費、運賃、資材費等の高騰による生産コストの上昇の問題に直面しており、生産者だけでなく、国や行政の支援も得ながら、取り組んでいるところである。

上記を踏まえ、令和7年度は以下について取り組んでいく。

1. 鳥インフルエンザについて、被害を受けた生産者への支援を続けるとともに、ワクチンの導入、発生農場における感染拡大防止対策、殺処分鶏の焼却処理の推進について引き続き国に働きかけて行く。
2. 生産コストの高騰を踏まえた、適正な価格に対する消費者の理解を深めるための取り組み。
3. 国の採卵鶏のAW指針及び令和6年6月に開催された第75回定時総会において承認された「(一社)日本養鶏協会アニマルウェルフェアに関する基本方針」に基づいた飼養管理の推進。
4. 農林水産省や鶏卵輸出協議会等と連携し、海外での国産鶏卵の普及啓発を図るとともに新規輸出先を開拓する。
5. 鶏卵公正取引協議会及び中央鶏卵規格取引協議会と連携し、殻付き鶏卵の表示の適正化や適正な鶏卵規格取引を推進する。

I 公益目的支出計画に係る実施事業

1. 鶏卵需給動向等の情報提供事業

鶏卵の需給安定に資するため、地域の消費者等への直接的な情報提供の窓口となる道府県養鶏協会及び地域協議会の行う情報提供の取り組みを支援する。

また、協会会員をはじめ、多くの方々に養鶏や鶏卵に関する情報や協会の活動、鶏卵業界の立場等を伝え理解を得るためには情報発信が重要であることから、協会のホ

ホームページや「日鶏協ニュース」などの広報誌を通じて情報発信するとともに、内容の充実に努める。

2. 国産鶏卵に関する普及啓発事業

世界的にみて一人当たり鶏卵消費量が多い我が国において、引き続き国産鶏卵を安心して消費してもらうためには、鶏卵が生産・流通を通じて安全に供給されていることの理解と併せて、鶏卵の衛生・栄養等に関する誤解を払拭するよう、正しい知識を効果的かつ継続的に普及していくことが重要である。

道府県養鶏協会が各地域で開催する講習会・イベント等を通じ、鶏卵の普及啓発への取り組み推進を目的に、対象事業に対し補助を実施する。

II 協会の独自事業

1. 鶏卵消費拡大推進事業

令和6年シーズンにおける鳥インフルエンザ発生により卵価は高めに推移しているが、今後供給が回復した後もコストをカバーする適切な卵価を維持していかなければならない。また将来的に人口が減少していくなか需要の維持拡大は大変重要であり、たまご知識普及会議と連携するなどして消費拡大に向けた取り組みを行う。

2. 鳥インフルエンザ経営再建保険事業

本事業は、鳥インフルエンザが発生した場合に、当該鶏卵生産者の経営再建を支援するため、生産が休止又は阻害されたことにより生じる喪失利益・経常費用等の一部を補償する保険制度の運営を行うものであり、平成17年から実施してきた。

令和6年度は保険始期日を変更（令和6年10月1日～令和7年9月30日まで）し、令和5年度に引き続き大規模農場での自己負担（免責）額の導入を実施した。令和7年度も鳥インフルエンザ発生シーズン前の10月1日から保険を開始すべく案内・募集等対応していく。

III 国の制度に基づく事業

飼料米生産・利用促進事業

食料自給率の維持向上のため飼料米等の生産拡大を推進する国の方針に基づき、飼料米を利活用した鶏卵の生産拡大に資するため、所属する全国の農産物検査員の飼料米検査活動を支援する。

本協会は、平成26年度より農産物検査の登録検査機関として業務を継続しており、特に全国に検査員を有する広域登録検査機関と位置づけられ、飼料米を利用する鶏卵生産者等38名の検査員が農産物検査法に基づく検査を実施している。

世界的な飼料価格高騰という情勢が続く中、飼料米の重要性は引き続き高いとの認識のもと、また本検査による飼料米重量が、稲作生産者に対する国の直接支払交付金の算定基礎となることから、本年度も引き続き厳格な検査実施を推進する。

IV 補助事業

1. 鶏卵生産者経営安定対策事業（農林水産省補助事業）

本事業は、鶏卵生産者の経営安定と鶏卵の需給及び価格の安定に資することを目的に卵価低落時に鶏卵生産者に価格差補填交付金を交付すること及び卵価が大幅に低落した場合に鶏卵の需給改善を図るための事業を実施することを内容としている。

（1）鶏卵価格差補填事業

令和5年度から開始された第5期鶏卵生産者経営安定対策事業では、毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合に、経営規模に拘わらずその差額の9割を補填（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）する鶏卵価格差補填事業については、国の負担割合が1/8から1/6に変更され、令和7年度においても円滑な交付に努めることとする。

（2）成鶏更新・空舎延長事業

成鶏更新・空舎延長事業については、令和5年度から、安定基準価格が大幅に引き上げられ、卵価が低落した際にはこれまで以上に発動の機会が増加しうることから、その際には円滑かつ迅速な事業実施に向け取り組むこととする。令和5年の夏以降、卵価が低落し、令和6年2月に2年ぶりに事業の発動を行ったところであるが、引き続き卵価が低落した場合には、加入生産者に対して成鶏更新・空舎延長事業への参加を呼びかける。

（3）需給見通しの作成等

需給見通し検討会の開催、加入生産者へのアンケート調査及びひな餌付け羽数調査に基づく生産予測等を通じて収集した鶏卵の需給に関する情報に基づき、より確度の高い需給見通しの作成を図り、生産者をはじめとする関係者に情報提供することで、需要に応じた鶏卵の生産・供給の推進に努めることとする。

なお、令和7年度の事業規模は、鶏卵価格差補填事業については、加入生産者約600人、契約数量約180万トンを見込んでいる。

2. 家畜防疫互助基金支援事業（農畜産業振興機構補助事業）

本事業は、鳥インフルエンザが発生した場合に、生産者が安心して経営を維持・継続できるよう、生産者が自ら積立を行い、発生農場が経営再建までに必要な経費を相互に支援する仕組みに国（（独）農畜産業振興機構）が補助する内容となっている。

令和7年度においては、第9期の2年度目であり、引き続き鶏卵生産者及び関係機関と連携を密にして、契約継続に向け互助金交付契約に係る事務の円滑な実施に努めるとともに、道府県養鶏協会への事務委託や中央推進会議の開催等を通じて、本事業への加入促進等に努める。

また、前期令和3年度から令和5年度の発生加入者に対し互助金の交付を円滑に行なうことを通じ、経営再建を支援する。

3. 畜産物輸出支援関連

令和5年9月に一般社団法人日本畜産物輸出促進協会が設立され、同11月に農林水産省より認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定を取得した。今後は会員である他の輸出協議会とも互いに連携し、情報交換を行っていく。

品目団体輸出力強化緊急支援事業の推進については、日本畜産物輸出促進協会に加え、補助担当部局である農林水産省等との連携を強めるとともに、実施計画及び予算配分についても、効果的かつ効率的な内容とし、本協会の取り組みと位置付け、輸出促進の取り組みの強化を図る。そのうえで、ターゲットとする輸出先国での日本産鶏卵の品質情報の多言語発信、外食産業向けセミナー、レストランフェアの開催、現地小売店とのタイアッププロモーション、現地ローカル店とのコラボレーション等のプロモーション活動や鶏卵統一マークの普及等を図る。また輸出先国・地域を拡大していくため、新規市場開拓のための市場調査等を進める。

4. 家きん経営災害緊急支援対策事業（農畜産業振興機構補助事業）

本事業は、大雨や台風等による災害に対し、経営継続支援対策として、土砂・がれきの撤去費用、停電に伴う電力確保支援、畜舎等の損壊等に伴う畜舎・附帯施設・機械の補改修について補助を行うもの。

自然災害が発生し、会員が被災した場合は、迅速かつ円滑に対応していく。

なお、これまで多くの事業参加があった「非常用電源の整備」は、令和6年度から廃止されている。

V 各種協議会の事務局活動

1. 鶏卵公正取引協議会

当協議会は、国内で生産され、一般消費者向けに生食用として販売される殻付鶏卵の表示の適正化を図るため、消費者庁及び公正取引委員会に認定された「鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則（以降、「規約等」）」に基づき、運営されている。

本協会は、当協議会から事務を委託されており、規約の変更の検討と周知徹底、相談・指導、遵守状況の調査、違反の疑いの事実調査、景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）・公正取引関連の違反防止、省庁他との連絡、会員への情報提供などの活動を行っている。

令和7年度は、上記の活動を引き続き行うとともに、試買調査等により市場をモニタリングしていく。

2. 中央鶏卵規格取引協議会

当協議会は、農林水産事務次官通知「鶏卵規格取引要綱」に定められた鶏卵の規格取引を普及することにより、品質の向上、流通の円滑化及び適正な価格の形成を図るものである。

令和7年度においては、引き続き、農林水産省と連携しながら、農林水産省規格パック詰め鶏卵の卵重、品質等規格の適合状況について検査を行うとともに、左記の実

態を踏まえ、鶏卵規格取引要綱について検証を継続していく。また、鶏卵規格取引研修会を開催し、農林水産省、消費者庁等から専門講師を招き、鶏卵についての広範な情報提供をはじめ、鶏卵の品質、衛生管理、表示方法などの知識普及を行い、卵重計量責任者の育成を図る。

3. 日本畜産物輸出促進協会・鶏卵輸出協議会

本協会は事務局として鶏卵輸出協議会の事務を受託している。

品目団体輸出力強化緊急支援事業として、輸出ターゲット国の市場調査・規制調査、海外におけるジャパンプランドの確立、新たな輸出先国・地域の開拓に向けた調査及び輸送試験等鶏卵輸出協議会会員全体の輸出力の強化につながる取り組みを進めていく。輸出先のマーケット情報などの発信を強化していくとともに、会員間での情報交換を行い、鶏卵輸出協議会会員の輸出促進を図れるよう、各種取り組みを進める。

VI 他団体活動への協力

(公社)中央畜産会(国際養鶏養豚総合展(I P P S)事務局)、(公社)畜産技術協会、(一社)日本食鳥協会等が実施する事業等に関して設置される委員会等に委員等として参加し、事業運営に協力する。

VII その他の課題

1. 会員数の増強と地方組織との連携

鶏卵生産者及び関係団体等を会員とする全国組織として、地域、規模の大小にかかわらず一致団結した取り組みを行うため、会員の増加を図りつつ関係団体及び地方組織と連携した取り組みを更に進める。

新規会員獲得に関しては、地域団体等を通じて入会申請が行われた場合には、昨年度に続き新規会員獲得にかかる事務経費を支弁するなど連携を強化する。

地域団体等に対しては、情報提供体制強化事業及び国産鶏卵普及啓発事業において、普及啓発に関する取り組みを支援するほか、鶏卵生産者経営安定対策事業及び家畜防疫互助基金支援事業において、業務委託先として地域の実情を踏まえた協力を引き続き得ていく。

2. 鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザについては、令和6年シーズンの発生件数は、1月中旬時点比で、過去2番目の発生件数であった令和2年シーズンを上回り、過去最多の発生件数となった令和4年シーズンの約2/3程度に及ぶなど、過去の頻発シーズンに匹敵する状況となった。欧米等の発生状況から我が国においても常在化のおそれがある中、より深度のある疫学調査に基づいた発生原因の究明と一層効果的・効率的な防疫対策を模索するとともに、ワクチンの導入にあたっての検証と評価、研究開発・製造・備蓄、体制整備の検討について引き続き国に要望していく。また、発生農場における殺処分時の周辺への感染拡大防止策の強化や 埋却は生産者負担が大きいことから焼

却処理や化成処理の推進が必要であり、地域協議会と連携してこれら処理施設の利用について国や地方自治体への働きかけを強化する。

鳥インフルエンザ発生時には、家畜伝染病予防法に基づく手当金、家畜防疫互助基金、鳥インフルエンザ経営再建保険及び移動制限等に起因する売上の減少補填などのセーフティネットが準備されている。これら支援措置の周知を図る一方で、遅れがちな手当金交付を早めるよう、引き続き国等に要請していく。

3. アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理

農林水産省による「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」が発出されたことを踏まえ、令和6年度第75回定時総会において採卵鶏業界として対応すべき「(一社)日本養鶏協会のアニマルウェルフェアに関する基本方針」を策定した。今後はこの基本方針に基づき、業界内外への対応を進めていく。

なお、WOAH（旧OIE）による採卵鶏のAWコードについては、令和3年度のOIE総会において案が討議されたが、各国から多様な意見が出たことから採択されず継続検討となった。そのため今後ともWOAHの動向も含めた情報収集に努める。

4. 業界要望の集約と積極的な要請

鶏卵業界を取り巻く環境が大きく変化していくなか、今後とも永続的に安定した鶏卵生産を図るためには、まずは鶏卵生産者自ら長期的な視野と戦略に立って努力することが重要である。その上で、個々の生産者では解決できない問題を生産者団体として国・行政に対して積極的に訴えていく。

令和7年度は、高病原性鳥インフルエンザの大量発生を踏まえた、一層効果的・効率的な防疫体制のあり方、飼料等生産コストの高止まり、鶏卵需給安定、鶏卵輸出、AWの実践等に係る諸課題について、関係団体とも連携し、国・行政に要望していく。